校訓

よく見

よく聴き

よく話し

よく考え

行動しよう

校訓について

この校訓は、本校の子どもたちの全人格的な発達や将来の社会自立を実現していくための指針です。人間生活におけるコミュニケーションの大切さと、言語獲得のための基本的学習態度の確立、さらには日常のいかなる場面においても、子ども自身が物事を正しく判断し、望ましい行動がとれるようにとの願いをこめて制定されました。

創立百周年を記念して、玄関前に校訓碑がつくられました。

校章について

昭和23年に制定されました。考案者は不明です。

∧は、福岡の“フ”を図案化したもので、“フ”が9つで福を表現し、福岡市章と併せたものです。

学校生活の心得

居心地の良い中学部になるように、自分たちで判断し、責任のある行動をとろう

（1）校時

	A時制（50分）	B時制（45分）
朝の学習	8:30～8:50	8:30～8:50
HR	8:50～8:55	8:50～8:55
1校時	9:00～9:50	9:00～9:45
2校時	9:55～10:45	9:50～10:35
3校時	10:55～11:45	10:45～11:30
4校時	11:50～12:40	11:35～12:20
給食	12:40～13:00	12:20～12:40
昼休み	13:00～13:35	12:40～13:15
5校時	13:40～14:30	13:20～14:05
6校時	14:35～15:25	14:10～14:55
清掃・HR	15:25～15:30	14:55～15:00

（2）制服

・福岡市立中学校標準服を着用する。

・制服は、天候や体調に応じて、各自で組み合わせて着用する。

（3）スマートフォン・携帯電話の持ち込みについて

・自主通学の生徒は、登下校中の連絡や情報保障に必要な場合は、持ち込んでも構わない。

・登校後は、職員室で貴重品とともに預ける。

（4）学校生活について

・周囲を思いやる言動に努めるなど、自他の人格や人権を互いに尊重すること。

◎学校生活の心得について

本校の学校生活の心得は校訓にもとづき、生徒が自ら考え、判断し、行動する力を身に付けることを大切にするという考えをもとに作成しています。そのため、毎年、生徒総会などで見直しを行っていきます。

生徒会規約

第1条　この会の名称を福岡聴覚特別支援学校中学部生徒会とする。

第2条　この会は福岡聴覚特別支援学校中学部生徒で構成する。

第3条　この会は生徒の自主的活動によって学校生活の発展向上を目指すことを目的とする。

第4条　この会には次の機関を設置する。

（1）生徒総会　（2）総務委員会　（3）専門委員会

第5条　総会は最高議決機関で年1回開催する。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

第6条　総会は次の事項について審議決定する。

（1）生徒会行事に関すること（2）規約の改正（3）その他

第7条　総務委員会は下記の役員を置く。

1 会長1名 2 副会長1名 3 書記1名 4 専門委員長各1名

第8条　総務委員会は総会に次ぐ議決機関で、かつ最高の執行機関とする。

第9条　総務委員会の活動は次のとおりとする。

1 総会で委任された事項および軽易な事項の議決

2 専門委員会から提案された事項の議決

3 その他、緊急を要する事項の審議

第10条　役員は次の任務を遂行する。

1 会長は、会を代表し、生徒会を総括する。

2 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その任務を代行する。

3 書記は議事の記録および、保管を行う。

4 各専門委員長は、各専門委員会の円滑な運営を行う。

第11条　役員の選出は選挙規定に従って行い、任期は1年とする。

第12条　専門委員会は、生徒数に応じて、随時、設置する。

第13条　専門委員会は専門委員長と各クラスから選出された専門委員をもって構成し、
専門委員長が各学期に2回以上招集する。必要に応じて臨時に開くことができる。

生徒会総務委員選挙規定

第1条　この規定は福岡聴覚特別支援学校生徒会規約第11条に基づいて設ける。

第2条　選挙権は本校生徒全員にあって、これを行使することは生徒にとっての権利である。

第3条　被選挙権は本校1、2年生全員にある。

第4条　選挙管理委員会は、選挙に関するいっさいを処理する。

第5条　選挙管理委員会は3年の総務委員が行い、委員長1名、副委員長1名を決定する。

第6条　この会は、会長の招集によって発足し、以降は選挙管理委員長が招集する。

第7条　この会は次の仕事を行う。

（1）選挙に関する日程の決定と公示。

（2）立候補届け用紙、選挙運動用ポスター用紙の準備と検印。

（3）立候補の受付と候補者名一覧表の作成掲示、および選挙運動用ポスター掲示場所の指示。

（4）立会演説会、投票の準備と実施。

（5）開票作業および事務処理。

（6）選挙運動用のポスターの除去の確認。

（7）開票結果および当選者の公示と選挙の後片付け。

第8条　選挙に立候補する人は、選挙管理委員会の公示に従って所定の用紙に必要事項を記入し、担任の先生の認印を受けて期間内に選挙管理委員会に提出しなければならない。

第9条　届け出期間内に定員に満たなかった場合は、選挙管理委員会でその選出方法を検討する。

第10条　立候補者は次のいずれか1つにしか立候補できない。

（1）会長の部（1名）

（2）副会長の部（1名）

（3）書記の部（1名）

第11条　選挙は11月下旬までに行うことを原則とする。

第12条　選挙活動は届け出後から立会演説会までとする。

第13条　投票は次のように行う。

（1）投票者名簿と照合のうえ、投票用紙を受け取る。

（2）所定の投票用紙に会長1名、副会長1名、書記1名の適任者を記入し投票する。規定に当てはまらない投票は無効票とする。

第14条　立候補者が1名のときは信任投票を行う。

第15条　開票は選挙管理委員会が所定の場所で行う。

第16条　各部門の有効票の獲得数により役員を次の通り決める。

（1）会長・副会長・書記の部

有効投票数の最多得票者を当選とする。

第17条　信任投票のときは有効投票の過半数を獲得すれば当選とする。

第18条　最多得票者が同票数の場合は決選投票を行う。

第19条　当選者が確定したときは選挙管理委員会が委員長の了承のもとに公示する。